三　医師法第七条第一項の処分に関する事務
四　医師法第十六条の六第一項の臨床研修を修了した旨の医籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）第五条第一項の医籍の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
六　医師法施行令第六条の医籍の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条の三　法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二条の歯科医師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　歯科医師法による歯科医師免許証又は臨床研修修了登録証に関する事務
三　歯科医師法第七条第一項の処分に関する事務
四　歯科医師法第十六条の四第一項の臨床研修を修了した旨の歯科医籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）第五条第一項の歯科医籍の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
六　歯科医師法施行令第六条の歯科医籍の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第十条の四　法別表第一の十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の保健師、助産師若しくは看護師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　保健師助産師看護師法による保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証に関する事務
三　保健師助産師看護師法第十四条第一項の処分に関する事務
四　保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第三条第一項の保健師籍若しくは看護師籍若しくは同条第二項の助産師籍の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　保健師助産師看護師法施行令第四条第一項若しくは第五条第一項の保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第十条の五　法別表第一の十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　保健師助産師看護師法第八条の准看護師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　保健師助産師看護師法による准看護師免許証に関する事務
三　保健師助産師看護師法第十四条第二項の処分に関する事務
四　保健師助産師看護師法施行令第三条第三項の准看護師籍の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　保健師助産師看護師法施行令第四条第二項若しくは第五条第一項の准看護師籍の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］